

**令和7年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務
公募型プロポーザル説明書**

1 委託業務内容

- (1) 業務名
令和7年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和8年1月30日(金)まで
- (3) 業務内容
別紙「令和7年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務基本仕様書」のとおり。
- (4) 本業務に係る費用
本業務の委託限度額は、155万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）
広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当
TEL 082-504-2767 FAX 082-504-2253
E-Mail kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取り消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 後述6の審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及びこれらの組織に所属する者

3 公募型プロポーザル参加申込み

- (1) 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 履歴事項全部証明書
 - ウ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行年月日が申請提出日から3か月前の日以降のもの・複写不可。）
 - エ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行年月日が申請提出日から3か月前の日以降のもの・複写不可。）
- (2) 申込期間
公示日から令和7年4月15日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 提出場所
前記1(5)に同じ。
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）により提出すること。

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

令和7年4月18日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

4 質問の受付及び回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年4月11日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和7年5月1日（木）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和7年5月1日（木）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 提案書の記載項目 様式3のとおり

(2) 提案書の提出部数等

ア 正本1部、副本10部を提出すること。なお、提出された提案書は返却しない。

イ 提案書の表紙（様式4）には、提案者名（企業名、代表者）等を記載すること。（ただし、提案者名等の記載は正本のみとし、副本の表紙（様式5）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

ウ 大きさは、A4判縦置き横書きとし、提案書の各記載項目が1枚で収まらない場合は、複数枚とすることができるが、表紙、裏表紙（任意）、本文の全てを含めて12枚以内とする（資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさに3ツ折にすることとし、A4は両面又は片面いずれも可、A3は片面のみ可）。

エ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

オ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(3) 参考見積書等の提出

ア 提案内容を踏まえた参考見積書を作成し、プロポーザル提案書の提出時に併せて1部提出すること。（※ 参考見積書は、評価の対象としない。）

イ 事業費の上限は、公募型プロポーザル説明書に記載してあるものと同一とし、受託候補者として特定されたのち、見積合わせ時に積算内訳書を提出すること。（※ 積算内訳書は、参考見積書と同等の内容とし、契約変更を行う際の参考とする。）

ウ 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会状況の変化などにより、代替提案により実施する場合や、代替提案でも履行ができない場合など、やむを得ない場合には、発注者と受注者で協議し、必要に応じて契約変更を行うことを承知すること。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和7年5月1日（木）正午

イ 提出場所 前記1(5)に同じ。

ウ 提出方法 「令和7年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務提案書在中」と朱書きの上、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

6 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、ピースツーリズムプロモーション等実施業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。
- (2) 審査基準
別紙 受託候補者特定基準のとおり。
- (3) 受託候補者の特定
ア 受託候補者の特定に当たっては、審査（プレゼンテーション）を実施し、審査結果に基づいて決定する。ただし、提案書の提出が3者を超える場合は、第1次審査（書面審査）を実施したのち、その審査結果に基づいて第2次審査（プレゼンテーション）の対象者を決定することとする。
イ 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。
ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙 受託候補者特定基準の合計得点（100点満点）が、本市の求める最低水準（60点）に達していない場合、または、「1業務体制、類似事例及びスケジュールの内容」の(1)業務体制（5点満点）、(2)類似事業等に関する業務実績（5点満点）、(3)スケジュール（5点満点）がそれぞれ、本市の求める最低水準（3点）に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。
なお、得点の第二順位以下の者も同様に上記の最低基準に達していない場合は、受託候補者とししない。
ウ 得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

7 審査実施日及び審査結果

- (1) 審査概要
ア 第1次審査（書面審査）
提案書の提出者が3者を超える場合は、提出された企画提案書について、令和7年5月14日（水）に、書面審査を実施した上で第1次審査通過者を決定し、提案者が3者を超えない場合は、書面審査を実施したとみなし、全提案者を第1次審査通過者とする。
提案者数に関わらず、令和7年5月16日（金）までに、書面によりすべての提案者に審査結果を通知する。
イ 第2次審査（プレゼンテーション）
第1次審査通過者を対象に令和7年5月22日（木）に実施し、令和7年5月26日（月）までに、書面により第2次審査に参加した提案者に審査結果を通知する。
参加者による提案内容の説明は20分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間や場所については別途通知する。
- (2) 審査結果の公表
契約の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

8 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認

められるとき。

- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出期限後における企画提案書等の差替及び再提出は認めない。企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (5) 企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (6) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

10 問合せ先

前記1(5)に同じ。